

平成29年5月1日から 「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)の 助成額等を変更する予定です

「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)は、平成29年5月1日から、下記のように助成額や対象経費の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意下さい。

助成額の変更

(平成29年5月1日以降に支給申請した事業主から適用されます)

●平成29年4月30日までの支給申請分

65歳以上への 定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定め廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳まで	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

★定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみ。

●平成29年5月1日以降支給申請分から

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定め廃止】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数(*)	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

(*)対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

対象経費の変更

(平成29年5月1日以降に支給申請した事業主から適用されます)

定年引上げ等に要した経費は、平成29年5月1日より下記の2つとなります。

- (1) 就業規則の作成を専門家等へ委託した場合の委託費
- (2) 労働協約により定年の引上げ、定年の定め廃止、継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタントとの相談に要した経費

詳細は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

LL290401雇高02



厚生労働省



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請の留意事項

1 提出期限について

改正前の制度の適用を受けるには、平成29年4月中に支給申請書及び添付書類を都道府県支部に提出をする必要があり、具体的には以下のとおりとします。

①平成29年4月28日（金）の17時までに都道府県支部の申請窓口^①に持参により提出してください。月末においては窓口が込み合う場合がありますので、時間に余裕を持った来所をお願いします。

②郵送等の場合は、平成29年4月28日（金）の17時までに都道府県支部の申請窓口^②に到着^③するよう、申請者の責任により送付してください。（4月29日及び30日については、休業日のため郵便物等の受取は行えません）送付の際は書留郵便等の受取確認のできる方法により送付することを推奨します。

いかなる理由であれ、結果として期限までに申請先窓口^④に到着しない場合は改正前の制度は適用しません。

2 申請様式について

平成29年4月における申請様式については、改正した様式を該当ページに掲載をしています。ただし、平成29年4月中に支給申請をする場合に限り、従前の様式を使用しても差し支えありません。

ただし、従前の様式を使用した場合でも、平成29年4月改正の様式で申請があった場合と同様に取り扱い、平成29年4月改正の様式の記載事項を了承したものとします。

なお、平成29年5月以降に支給申請を行う場合は、従前の様式を使用することはできません。